

第 268 号

NPO 法人建築Gメンの会

〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201

発行責任者: 理事長 大川 照夫

TEL 03-6805-3741

FAX 03-6805-3719

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

Homepage URL

<https://www.kenchiku-gmen.or.jp/>

- 「点・線・面」で考える
- 知識と判断……………1
- 2025 年度第 1 回研修会報告……………3
- 事務局からのお知らせ……………3
- 事例欠陥建築集・木造編……………4

「点・線・面」で考える

知識と判断

建築と一般業務に通じる

構造的視点

文責 副理事長 武田 学

知識や判断の質を高めるために、

「点・線・面」という考え方をを用いる
 ことがあります。これは、情報の扱い
 方や思考の深さを整理するための枠
 組みとして、一定の有効性があるよう
 に思われます。建築業界に限らず、一
 般企業の業務にも応用できる視点で
 あり、実務の中で役立つ場面も少なく
 ありません。

今回は、建築の専門家ではない方や、
 一般企業に勤める方にも分かりやす
 いように、点・線・面の考え方を事例
 とともに紹介します。あくまで一つの
 見方ではありますが、知識の整理や判
 断力の向上に向けたヒントになれば
 幸いです。

I. 点…知識の断片としての情報

「点」は、知識の最小単位とされる

ことがあります。これは、単体で存在
 する情報や定義、数値、ルールなどを
 指すもので、文脈を持たない状態の知
 識とも言えるかもしれません。

建築業界では、法令の条文、構造部
 材の寸法、材料の仕様などが「点」に
 該当すると考えられます。たとえば、
 「RC 造の柱は最小で〇〇mm 以上」「建
 築基準法第 42 条では道路の定義がこ
 うなっている」といった情報は、設計
 や申請の前提として必要ですが、それ
 だけでは判断に至ることは難しいよ
 うです。

一般企業でも、就業規則、業務マニ
 ュアル、商品スペック、社内ルールな
 どが「点」の知識にあたると考えられ
 ます。「この書類は〇〇部に提出する」
 「この製品は△△の認証を取得して
 いる」といった情報は、業務の基礎と
 して重要ですが、応用や説明にはつな
 がりにくい面があります。

こうした「点」の知識は、学習や研
 修の初期段階では不可欠であり、基礎
 を築くうえでの出発点として位置づ
 けられることが多いようです。

II. 線…知識の連結と理解

「線」は、複数の点が論理的・因果
 的に結びついた状態を指すとされま
 す。これは、知識が文脈を持ち、業務
 に応用可能な段階であると考えられ
 ます。

建築業界では、法令と設計図面の関
 係、構造計算と施工方法の整合性、補
 助金制度と申請書類の連動などが
 「線」の知識にあたると見なされるこ
 とがあります。たとえば、「この建物
 は防火地域にあるため、外壁の仕様は
 〇〇にしなければならない」「この補
 強工法は、Is 値が一定以上の場合に
 適用できる」といった判断は、複数の
 点をつなげた結果として導かれるも
 のです。

一般企業でも、業務フロー、顧客対
 応、製品開発、社内調整などにおいて、
 「点」をつなげる力が求められる場面
 が多く見られます。「このクレームは、
 製品仕様と納期の認識違いが原因」
 「この提案は、前回の会議での指摘を
 踏まえて修正した」といった説明は、
 背景や関係性を理解しているからこ
 そ可能になるものです。

「線」の知識は、経験や対話を通じて形成されることが多く、業務の流れや目的を理解するうえで重要な役割を果たしているように思われます。

Ⅲ・面…知識の統合と判断力

「面」は、複数の線が交差し、広がりを持った知識体系を形成した状態とされます。これは、知識が統合され、状況に応じた判断が可能となる段階であり、実務においては特に重要な視点とされることがあります。

建築業界では、災害時の避難所設計、空き家対策、福祉施設の改修など、多面的な要素を統合して判断する場面が挙げられます。たとえば、「この高齢者施設の耐震補強では、構造安全性だけでなく、避難動線、工事中の居住者対応、補助金申請、住民説明まで含めて計画する必要がある」といった判断は、複数の線を面として捉えることで可能になると考えられます。

一般企業でも、プロジェクト推進、組織改革、顧客戦略などにおいて、「面」の知識が求められる場面があります。「この新規事業は、技術開発、

営業体制、法規制、競合動向、社内調整を総合的に見て判断する必要がある」といった場面では、単なる情報の集積ではなく、統合的な視点が必要とされるようです。

「面」の知識は、専門性と汎用性の両立を可能にし、複雑な課題に対応する力を育てるものと考えられます。

Ⅳ・知識構造の成長と実務への応用

知識は、点から始まり、線へとつながり、面へと広がるという成長過程をたどることがあるようです。初学者は点を集め、中堅者は線を築き、熟練者は面を広げる。この流れは、建築業界でも一般企業でも共通して見られる傾向かもしれません。

たとえば、新入社員は業務マニュアルを覚えることで「点」の知識を得ます。数年後には、業務の流れや顧客対応の背景を理解し、「線」の知識を築きます。さらに経験を積み、複数部署を横断するプロジェクトを統括し、「面」の知識を活かした判断ができるようになる可能性があります。

建築業界でも、若手技術者は法令や仕様を覚えるところから始まり、設計と申請の関係を理解し、最終的には地域特性や住民対応を含めた総合的な判断を担うようになることがあります。

このような成長は、静的なものではなく、実務や対話、説明責任を通じて動的に進むものと考えられます。

結び…知識は構造であり、判断は統合の結果であるという見方

「点・線・面」という考え方は、知識の整理や判断力の向上に向けた一つの視点として有効であるように思われます。断定的な枠組みではありませんが、業務の中で自分の知識レベルを客観的に把握し、次の成長の方向性を考えるうえで、参考になる場面もあるのではないのでしょうか。

建築の専門家でなくとも、また業種を問わず、知識を構造的に捉える姿勢は、実務の質を高める一助になると考えられます。必要に応じて、点を見直し、線を整理し、面を広げることで、より納得感のある判断に近づける可

能性があるのではないかと思います。

無料電話相談窓口のご案内

あなたの家は大丈夫ですか？

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの「相談員名簿」(<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html>)に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がございましたら、事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL : 03-6805-3741 / FAX : 03-6805-3719
E-mail : jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

2025年度第1回研修会報告

文責 副理事長 武田 学

9月6日(土) 200Mにて2025年度
第1回研修会が開催されました。

今回の研修は「建築訴訟における
木造住宅の補修工事見積書」をテー
マに中山事務局長が講師となり事
例を出してどのような流れと方法
にて訴訟等の見積もりを作成する
かについて説明しました。

前提として以下の説明がありま
した。

「多くの欠陥住宅の損害賠償請
求訴訟では、損害額の基となる補修
工事見積書が必要となります。その
場合、建築Gメンは補修工事見積書
作成、建設会社が作成した見積書チ
ェックを依頼されることがありま
す。一方、補修工事見積書は欠陥住
宅訴訟特有の注意点が 있습니다。当
研修会では、木造住宅の補修工事見
積書・積算資料を例示して、見積書
作成方法を具体的に説明し、注意点
を解説します。」とのことでした。

まず要点や注意点です。

1. 補修費用は、他業者に瑕疵補
修を依頼するための実費であり、詳
細な工事方法と金額の立証が必要。

2. 一式見積りでは不十分で、工
事項目ごとの詳細見積りが求めら
れる。説明も添えるべき。

3. 補修は契約内容と同程度の状
態を目指すもので、過剰なグレード
は原則不可。

4. 補修には瑕疵部分以外の工事
も含まれる場合があり、合理的な範
囲で判断される。

5. 複数の工法がある場合、最も
安価な方法が賠償の基準。

6. 小規模工事では人工数と単価
を基に算出し、標準歩掛りや公刊資
料が参考になる。

7. 補修費用の基準時は請求時ま
たは調査時で、消費税率もそれに準
じる。

8. 瑕疵ごとに費用を算出し、重複
する場合は明確に説明する。

9. 追加変更工事費の争点では、
新築時の積算資料に基づく算定が
原則。

このようなことに注意しながら、

訴訟用の補修工事見積書作成まで
の手順、積算の注意事項、補修工事
見積書の例の流れで詳しく説明し
ていただきました。

相手側は、欠陥じゃないという主
張やもっと簡易な補修方法がある
ということからはじまり、なるべく
安い金額としたいなどの主張もし
てくることがあるので、見積を作成
する際には十分な注意が必要なこ
とが理解できました。



事務局からのお知らせ

2025年度第2回研修会のご案内

▽日時 2025年11月15日(土)

13時00分～15時10分

▽場所 各自宅等(オンライン研修)

▽講演内容

「建築Gメンのための相談事例の
検討」(内容…相談事例における建
築Gメンの回答・対応方法)

講師 赤坂裕志(弁護士、当会理事)

▽参加費 会員3千円

▽主催・問合せ 建築Gメンの会
TEL (03・6805・3741)

編集後記

最近、クマのニュースがやたら目
につく。人里に出てきたり、登山道
で人を襲ったり…なんだか人間を
「食べ物」として認識し始めてるん
じゃないかって、ちよつとゾッとす
る。ハイキングや登山を楽しむ人の
気持ちも分からなくはないけど、
「そこに山があるから」って命まで
かけるのは、正直ついていけない。
来年、北海道旅行を計画しているけ
れども、クマのことが気になってし
まう。自然の魅力と野生のリスクは
セットなんだなと痛感する。安全第
一、情報収集は怠らず、無理せず楽
しみたい。クマに会わない旅にした
いな。

(M・T)

□実例欠陥建築集・木造編

次ページに、当会の10周年記念事業
として作成した「実例欠陥建築集・
木造編」の一部を、掲載いたします。
今後順次掲載いたします(紙面の
都合による不定期掲載)



基礎(布基礎)

01004

底盤の断面不足

年度 1998 年完成(2002 年調査)
場所 東京都武蔵村山市
構造 木造在来軸組工法
階数 2 階
延べ面積 100 m²
用途 一戸建ての住宅

瑕疵の特徴

1. 設計図では底盤厚さは 150 mm となっているが、実際には 80 mm しかない。鉄筋のかぶり厚さが施行令第 79 条に違反。
2. 底盤が不成形。
3. 建物の出隅部に底盤がない。



解説

施行令第 79 条では、基礎の鉄筋のかぶり厚さは 60 mm 以上必要。基礎底盤厚さが 80 mm では、鉄筋をどこに配置しても、かぶり厚さが不足することになる。

また、底盤の型枠を設置しないでコンクリートを打設したため、底盤コンクリート断面は端部が丸まっている等の不成形で、厚さも薄い。建物出隅部では、設備管があることにより、本来あるべき底盤コンクリートがない。

参考: 現行の法令では、布基礎底盤厚さは 15 cm 以上必要(平成 12 年建設省告示第 1347 号第 1 第 4 項一号)。